

令和5年11月1日以降に出産する方を対象に

産前産後期間の国民健康保険税を減免します

地方税法の一部改正により、国民健康保険に加入している方が出産した場合、産前産後期間にかかる保険税を減免します。

【対象者】

国民健康保険の被保険者で、令和5年11月1日以降に出産する方

【減免対象期間】

出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月間
※多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前からの

6か月相当分を免除。

※令和5年度は、令和6年1月以降の分だけ減額

【申請方法】

次の2点を担当窓口にご提出ください。

- ・ 出産被保険者に係る届出書
- ・ 母子健康手帳などの出産予定日（または出産月）が確認できる書類

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

予期せず家計が急変した方は申請が必要です

価格高騰対策特別給付金を給付します

町では、令和5年12月1日時点において、町の住民基本台帳に登録されている方で令和5年度住民税均等割非課税世帯の方々を対象に、1世帯あたり7万円を給付する「住民税非課税世帯等に対する価格高騰対策特別給付金事業」を実施しています。

現在、令和5年度住民税均等割が非課税で対象と思われる世帯に、確認書を発送しています。

また、予期せず令和5年1月から12月までの期間に家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非

課税相当となった世帯（家計急変世帯）は給付金の対象に該当する場合があります。

家計急変世帯は給付金を受け取るための申請手続きが必要ですので、一度、役場福祉課までご相談ください。

【申請期限】2月29日（木）まで

【申込先】役場福祉課

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

なれ寿し250本を販売

浅里なれ寿しまつりを開催します

飛雪の滝百姓塾は「第7回元氣やで！浅里なれ寿しまつり」を右記のとおり開催します。

今回も、なれ寿し250本を用意しているほか、豚汁の振る舞いや物産テント市、熊野水軍太鼓保存会による迫力のある演奏も披露されますので、ぜひご来場ください。

【日時】2月4日（日） ※小雨決行

午前9時30分～11時30分

【場所】飛雪の滝キャンプ場

▶詳しくは、飛雪の滝百姓塾事務局（役場産業振興課内：☎33-0336）までお問い合わせください。

令和10年度までに現在の4方式から3方式に移行

国民健康保険税の資産割を段階的に廃止します

町は、国民健康保険税の額を算定する際に、「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の4つの区分で算定してきましたが、財政運営の責任主体である三重県の資産割廃止の方針を受け、資産割を段階的に引き下げ、令和10年度には完全に廃止します。

現在（4方式）

区分
所得割 （加入者の所得に応じて計算）
資産割→段階的に廃止 （加入者の固定資産税額に応じて計算）
均等割 （加入者1人あたりの金額）
平等割 （1世帯あたりの金額）

令和10年度から（3方式）

区分
所得割
均等割
平等割

資産割の廃止による税収減少分をほかの区分に振り分けるため、令和6年度の国民健康保険税の税率は以下の表のとおりになります。今後も令和10年度までの5か年をかけて段階的に改定していきます。

国民健康保険税率表

区分	医療保険分 （国保加入者全員）		後期高齢者支援金分 （国保加入者全員）		介護納付金分 （40歳から64歳の国保加入者）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	6.27%	6.44%	1.70%	1.75%	1.59%	1.62%
資産割	42.00%	33.60%	14.00%	11.20%	12.00%	9.60%
均等割	17,400円	17,800円	5,400円	5,500円	7,400円	7,500円
平等割	22,400円	22,900円	6,000円	6,100円	6,200円	6,300円

○税額が増加しやすい世帯の特徴

- ・ 国保加入者が多い……均等割引き上げの影響により税額が増加する可能性があります。
- ・ 固定資産税がない、もしくは少ない……資産割の引き下げの影響があまりないため、税額が増加する可能性があります。

○税額が減少しやすい世帯の特徴

- ・ 固定資産税が多い……資産割引き下げの影響により、税額が減少する可能性があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。